

# あったか岩田東デイサービスリハビリセンター

## 運 営 規 程

### (趣旨)

第1条 あったか岩田東デイサービスリハビリセンター（法人名 合同会社あした）が実施する指定通所介護事業及び通所介護相当サービス事業（以下「通所介護等」という。）は適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 通所介護等は、要介護状態、要支援状態と認定された利用者又は事業対象者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、適切な通所介護サービス計画に基づいて実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 通所介護等は、通所介護計画又は通所介護相当サービス計画（以下「通所介護計画等」という。）に基づいて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 デイサービスセンターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者・生活相談員 兼務（常勤 1名）  
管理者は、デイサービスセンターの従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。及び、利用者の生活相談及び援助業務を行う。
- (2) 機能訓練指導員 専従（非常勤 2名） 介護職員 兼務（常勤 3名）  
機能訓練指導員は、通所介護計画を作成し、利用者の心身の機能維持向上のため必要なリハビリテーションを行う。
- (3) 看護職員 専従（非常勤 2名） 介護職員 兼務（常勤 1名 非常勤 1名）  
看護職員は、利用者の看護業務及び保健衛生の指導等の業務を行う。
- (4) 生活相談員・介護職員 兼務（常勤 1名）  
生活相談員は、利用者の生活相談及び援助業務を行う。